

第4章 新世紀に適應した産業の振興

第1節	農 業	71
第2節	商 業	
1	商 業	74
2	消費生活の安定	76
第3節	工 業	78
第4節	雇 用	
1	失業対策諸事業	80
2	高齢者雇用対策	82
3	障害者雇用対策	83
4	中小企業雇用対策	84
第5節	観 光	86

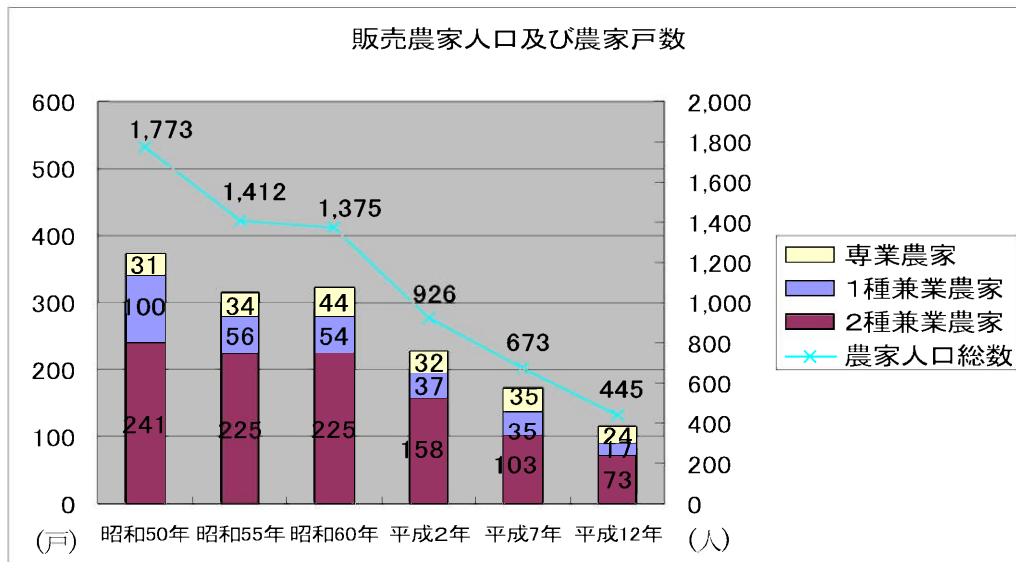
第1節 農業

〔現状と課題〕

本市の農家戸数は、農林業センサスによると、昭和60年以降年々減少し、平成7年には173戸、平成12年には149戸。農家人口は平成7年には673人、平成12年には565人といずれも減少している。また、兼業農家の増加及び高齢化により土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化している。また他方では、農産物の輸入自由化、米価の下落など農業を取り巻く諸情勢はさらに厳しくなっている。

このような状況を打開し、農業の振興を図っていくために、機械の共同利用、農作業の受託や共同化などといった営農組織の法人化を図る。また、土地基盤整備による生産性の向上や省力化、農用地の高度利用を図り、施設園芸への転換や付加価値の高い農産物の生産、土地利用型農業の振興などによって、魅力ある農業経営と活力ある農業環境をつくり出す必要がある。

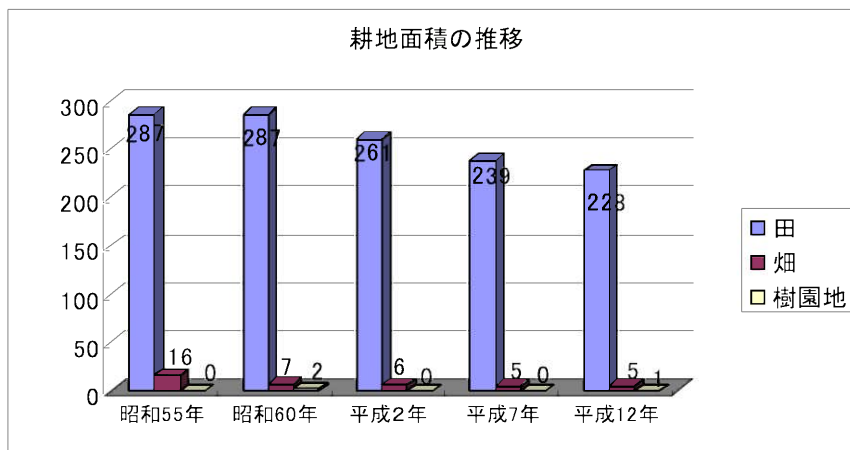
表:販売農家人口及び農家戸数



資料:農林業センサス

表:耕地面積の推移

(単位:ha)



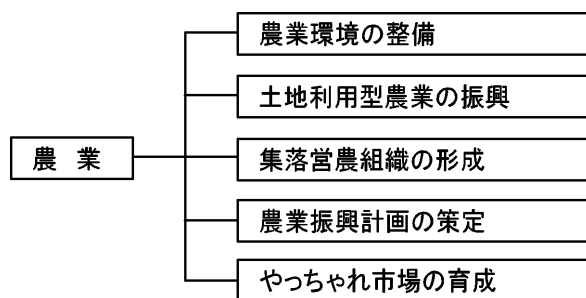
資料:農林業センサス

〔施策の基本方向〕

「食料、農業、農村基本法」が制定され、その具体的施策として「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」が策定された。この大綱の趣旨に沿い、大豆生産の拡大などの土地利用型農業の振興を図る。

また、国際化の進展、産地間競争に対応できる強い体質への農業化をめざし、集落営農の推進及び、都市近郊農業の特色を活かし、付加価値の高い農産物の生産と地産地消の形成を図るとともに、都市化が進むなかで農地の多面的機能を重視し、農地の保全と有効利用に努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 農業環境の整備

ほ場整備については、農地は鉋害復旧により区画整理がほぼ完成しているが、用排水路については、現在コンクリート底張り整備中であり、用排水分離については、上底井野地区11haが整備済みである。

また、農道については、拡幅及び舗装工事は未整備区間が多くある。

このことから、ほ場整備や用排水路、農道整備など土地基盤整備を進めることで生産性の向上を図る施策を展開していく。

2. 土地利用型農業の振興

水稻、大豆、麦の振興及び機械の共同利用、農作業の受託や共同化、露地野菜の導入や有機減農薬栽培の推進、施設園芸への転換を図ってきたが、新たにいちじくの生産が始まるなど付加価値農業の振興が図られていることから他の品目についても生産を目指していく。

3. 集落営農組織の形成

平成10年に川西地区農作業受託組合、平成11年に底井野野菜移植機利用組合、平成13年にはイチジク生産組合、また平成14年に八人町機械利用組合、平成15年には砂山地区農作業受託組合が設立されているが、法人化には至っていない。今後は、法人化が望まれることから農業者の理解と協力のもと調整に努める。

4. 農業振興計画の策定

農家の主役である農家自身の意思決定機関の組織を形成し、関係機関とともに対処すべき方向性などを決定して農業振興計画を策定する。

5. やっちやれ市場の育成

野菜生産の振興、地産地消の形成、高齢者の生きがいづくり、家庭内女性の地位向上及び消費者との対話交流の場づくりのため「やっちやれ市場」を育成する。

今後は、利便性の良い常設直売所（道の駅など）の設置が望まれるが、毎日の営業に生産者が農産物や特産品を供給できるかが課題となる。また、組合員の増員も望まれるなど、開設後の安定した運営手法の検討も必要となる。

第2節 商業

1 商業

〔現状と課題〕

これまで、市内9地区にあった任意の商店組合のうち、2地区（中尾、宮林）の組合が解散し、現在、7地区の商店組合が活動を行っている。

そのなかで、「筑前中間さくら祭」、「筑前中間川まつり」、「筑前中間やっちゃれ祭り」などの市のイベント時に合わせて、独自のイベントに取り組む商店組合もあられ、また七夕と歳末時期には、市内全7地区の商店組合が共同で大売出しやイベントを行っているが、これらの商店街は、いずれも小規模な商店で構成されており、しかも業種の構成も極めて少なく、商業集積もまばらである。

こうした既存商店街の抱える課題としては、①集客力を持つ魅力のある商店が少ない、②顧客が安全に往来できる歩道がない、③植栽がなく全体的に街並みが良好な景観とはいえない、④空き店舗や空き地が増え、空洞化が著しい、などである。

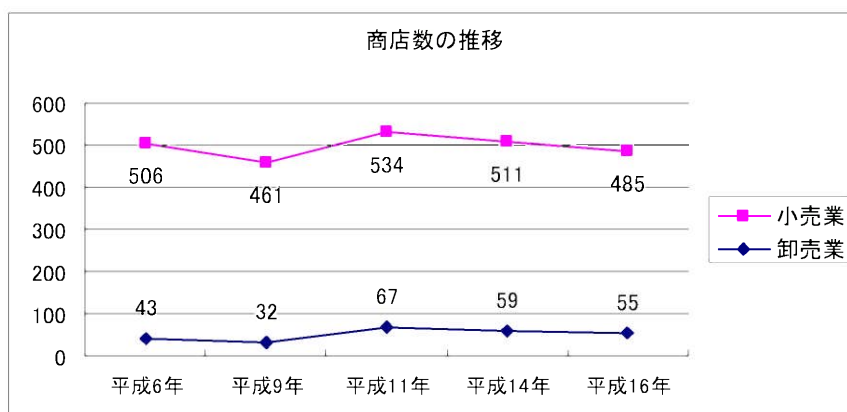
切畑地区に展開する大型小売店舗や金融機関が集積する商業地域では市内外からの集客でにぎわう一方、幹線道路沿いに展開するロードサイドショップの進出による新たな商業集積が進んでいる。こうした状況のなか、既存商店街の活性化に向けては、商工会議所を中心に商店主により魅力のある商店への変革とともに、空き店舗や空き地に新規進出が容易となるような対策を講じ、新旧商店の相乗効果により集客向上を図ることが必要である。

表：既存商店組合の状況〔平成16年度現在〕

組合名	組合員数
平和通商業組合	48
大根土商店組合	14
御館町商工組合	12
これから通り商工会	8
東中間商工会	15
昭和町商業組合	45
川西商業組合	14
計（7組合）	156

資料：経済振興課

グラフ：商業の推移



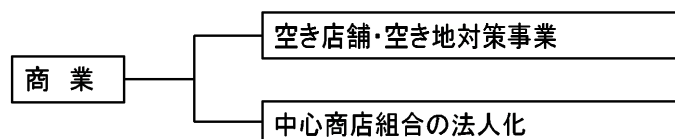
資料：商業統計調査

〔施策の基本方向〕

商店街の空洞化を抑制するため、国及び県並びに商工会議所と連携して空き店舗対策を講じることが大きな課題であるが、商店組合内や商店組合間で共同のイベントの取組みを通じて、既存商店街の認知度を上げることにより、多く散在する空き店舗への進出を促進する環境整備を図りながら商店街の活性化を目指す。

また、商店の改装や商店組合の環境整備による魅力ある商店街の実現を目指すため、国の高度化融資や国及び県の補助事業などで優遇を受けられるよう、中心商店組合の法人化を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 空き店舗・空き地対策事業

国及び県並びに商工会議所と連携して、空き店舗、空き地対策を講じるなかでは、商工会議所を中心に商店主による魅力のある商店街への変革を目指すとともに、空き店舗や空き地に若者をはじめとした商店開店希望者の新規進出が容易となるような環境整備と、中心市街地としての良好な景観の街並み形成に向けた施策を検討する。

2. 中心商店組合の法人化

既存商店街の活性化には、市内外からの集客でにぎわう大型小売店舗や幹線道路沿いに展開するロードサイドショップなどの新たな商業集積地との相乗効果を誘発することが求められるが、そのためには法人化に向けた取組みが必要である。

商工会議所と連携し、法人化への情報提供によって法人化への機運を高め、国の高度化融資や国及び県の補助事業などで、優遇措置の対象となる環境整備を図る。

2 消費生活の安定

〔現状と課題〕

消費生活に伴う苦情相談は、近年急激に増加しており、平成11年度当時112件であった相談件数は、平成15年度は730件、平成16年度は698件、平成17年度は455件と高い相談件数で推移している。

こうした相談件数増加の背景には、平成13年4月に施行された消費者契約法により、従来に比べ広範囲に消費者保護が図られるようになったことや、著しい情報化の進展により不特定多数の消費者への情報発信が容易になったため、架空請求などの不当請求が増えたことが考えられる。

今後も消費者ニーズの多様化や悪徳商法の巧妙化とともに、多大な相談件数に加え相談内容が高度・複雑化するものと考えられる。

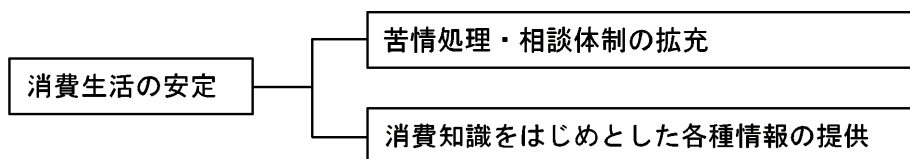
悪徳商法の情報提供を市の「広報なかま」やホームページに掲載するとともに、消費者教室を通して消費者団体への啓発活動を行い、また平成12年4月から公的資格を有する消費生活専門相談員を配置し、的確な解決処理に対応するなど苦情・相談処理体制の充実を図ってきたが、相談内容の複雑化により解決が長期化傾向にある。

増加する消費者相談に対して、的確・迅速な解決処理を図るための体制の強化及び市民へ消費知識をはじめとした各種情報の提供を促進しなければならない。

〔施策の基本方向〕

市民に対し、「広報なかま」での啓発を継続して行い、市のホームページにおいても各種の消費生活に関する情報を掲載するなど、周知活動の幅を広げながら消費生活の知識の普及・啓発を図るとともに、消費生活専門相談員の拡充により、苦情や相談の的確かつ迅速な問題解決の処理体制の充実・強化を図り、安全で安心できる消費生活の安定に向けた施策を講じる。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 苦情処理・相談体制の拡充

消費生活専門相談員の拡充や国民生活センター及び県消費生活センターとの情報の共有化を一層強化し、苦情や相談の的確かつ迅速な問題解決の処理体制の充実・強化を図り、安全で安心できる消費生活の安定に努める。

2. 消費知識をはじめとした各種情報の提供

今後も、「広報なかま」での啓発を継続して行い、市のホームページにおいても各種の消費生活に関する情報を掲載するなど、市民への周知活動の幅を広げ、消費生活の知識を高めていく。

第3節 工業

〔現状と課題〕

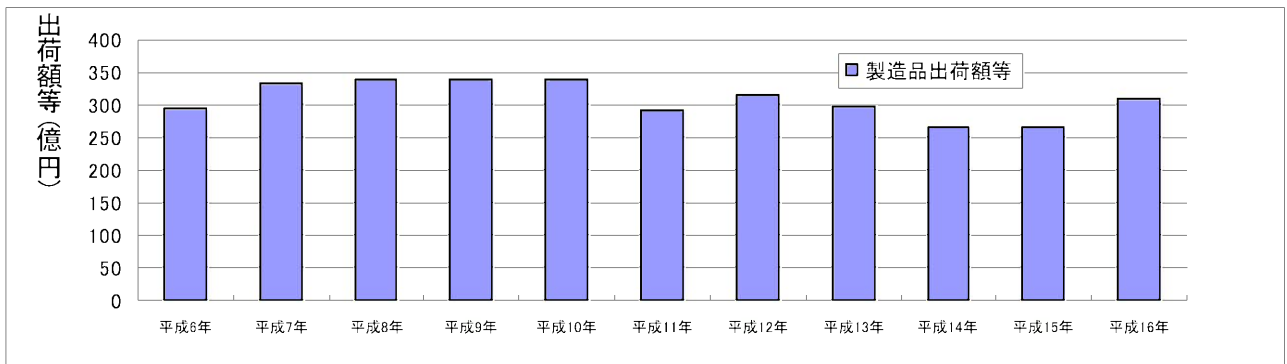
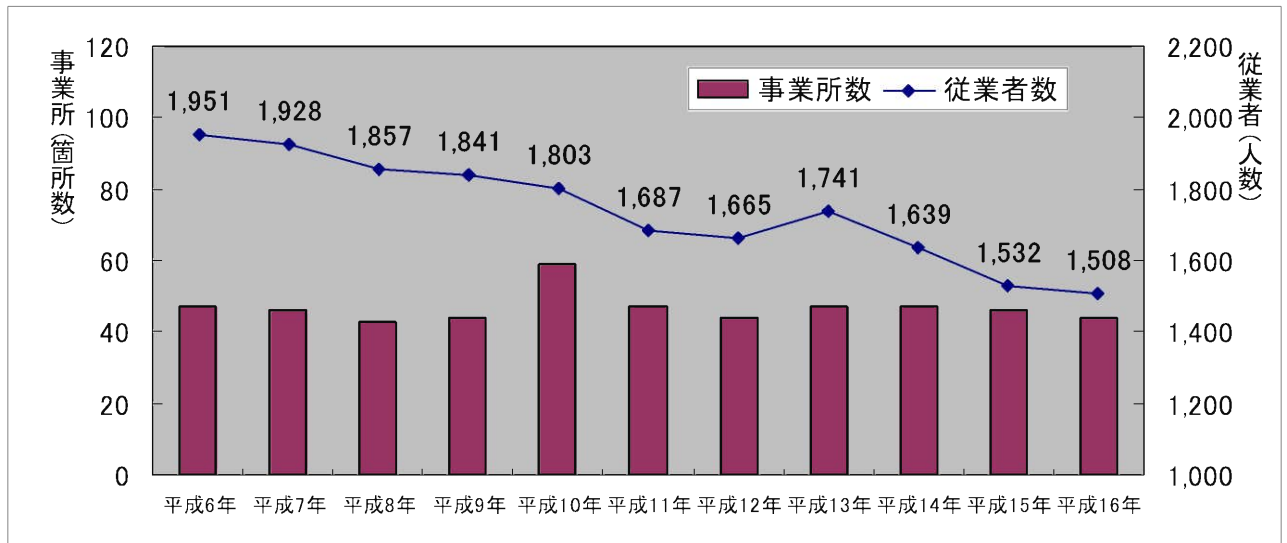
製造業は、技術の高度化により、従来の素材型産業から付加価値の高い加工組立型産業への転換が急がれる。本市の場合、地域振興整備公団が開発・造成した五楽工業団地が完売したことから、新たな工業団地の開発を検討したが、開発手法や事業主体の問題などから計画は中断されたままである。

工業（製造業）の活性化は、雇用の安定・創出につながる面を有しており、市民の市内における就業意欲は高いものがあり、市民意識調査においても、若い人が住むために必要な対策の最上位に、「企業誘致による雇用対策」を46.8%の方が挙げており、若者定住促進に向けては重要な施策と位置づけなければならない。

そうしたなかでは、引き続き、国・県と連携しながら経営の近代化、事業の円滑化に向けて支援していくとともに、新工業団地の整備により、北部九州に展開する自動車産業を中心とした関連企業誘致を柱とした施策展開に取り組む必要がある。

また、事業所が住宅地域などに混在しているため、良好な工場地域形成と住居地域形成に向けては、住工混在の解消が必要である

グラフ：工業の推移



資料：工業統計調査

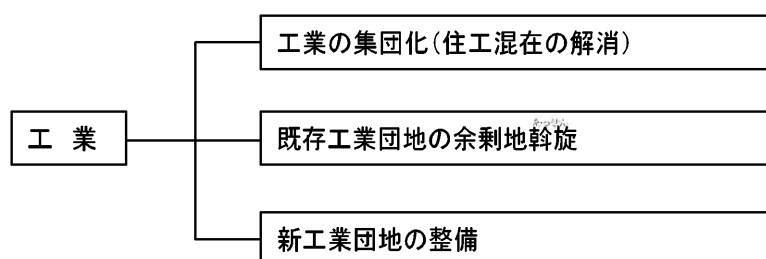
〔施策の基本方向〕

製造業を中心とした事業所は、西部地区の五楽工場団地や虫生津工場団地に集積されているが、これらの地区では企業所有の余剰地があることから、新規事業所の企業誘致を図るなかで優先誘致用地として幹旋に努める。

さらに、北部九州に展開する自動車産業を中心とした関連企業などの誘致により、市民の就業機会確保と若者の定住促進に向けた施策の展開のためにも新工業団地の整備は大きな課題であり、新工業団地としては（仮称）五楽北部工場団地の整備を検討していく。

また、住宅地域にも展開している事業所もあるため、住工混在地の事業所を新工業団地への移転により、住工混在の解消に向けた施策を推進する必要がある。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 工業の集団化（住工混在の解消）

工業振興[※]ビジョンを研究し、住工混在の解消に向けた施策を展開し、良好な工場地域と住宅地域の形成を目指していく。

2. 既存工業団地の余剰地幹旋[※]

五楽工業団地内には、企業所有の余剰地があることから、新規事業所の企業誘致を図るなかで優先誘致用地として幹旋し、優良な工場団地の形成に努める。

3. 新工業団地の整備

住工混在地の事業所の移転により住工混在の解消に向けた施策を推進し、市民の市内における就業の場の確保とともに若者の定住促進と、北部九州に展開する自動車産業を中心とした関連企業誘致のためにも新工業団地の整備は大きな課題であることから、新工業団地として（仮称）五楽北部工場団地の整備を促進する。

この場合、ほとんどの農地が農業振興地域に指定されていることから、企業の誘致にあたっては地域指定の解除に向けて、農家や地域の理解と協力を求めるとともに、関係機関と十分な協議・調整を図っていく。

第4節 雇 用

1 失業対策諸事業

〔現状と課題〕

本市は、昭和30年代のエネルギー革命による炭鉱閉山で基幹産業を失い、一度に多くの失業者が発生した。この対策の一環として、職業紹介や企業誘致など、再就職への方策を積極的に行い、炭鉱離職者や中高年齢者に対し、暫定的な就労の場として失業対策諸事業を実施してきた。

これらの諸事業は、就労機会の少ない産炭地域や特定地域においては、失業者に一時的な就労の機会を提供することによって、経済的安定と地域振興に大きな役割を果たすとともに、とくに、道路改良事業では既存道路の改良補修工事も、ほぼ当初の計画とおりに工事は進捗している。

しかし、産炭地域開発就労事業は平成13年度末をもって終息し、特定地域開発就労事業についても、その在り方に関する調査研究会の報告の内容から、平成18年度末をもって終息することが予測される。

事業終息までの間は、事業終息後の雇用機会の創出に向けた準備期間と位置づけ、「雇用の受け皿」を整備するとともに、自立に向けた一定の措置を講じることが必要であり、また、平成19年度から平成22年度までの4年間暫定事業として、事業を存続、活用を図るという案もあり、未だ多くの失業者を抱えている本市においては重要な施策であり、他の自治体と協力しながら、国・県に対し働きかけていく必要がある。

表：失業対策事業の概要

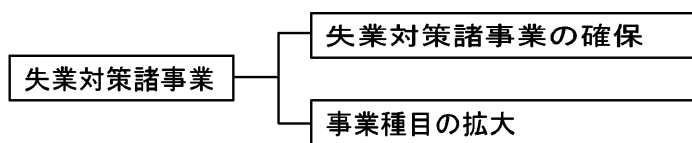
事業別	区分	年度	総就労延人員(人)	事業費総額(千円)	事業の概要
産炭地域開発就労事業		平成12年	5,874	131,964	道路整備
		平成13年	4,561	103,686	遠賀川河川敷
		平成14年	—	—	遊歩道整備
		平成15年	—	—	
		平成16年	—	—	
特定地域開発就労事業		平成12年	37,994	766,764	道路新設改良
		平成13年	37,760	809,717	
		平成14年	35,875	768,440	
		平成15年	32,465	706,782	
		平成16年	29,313	665,430	
計		平成12年	43,868	898,728	
		平成13年	42,321	913,403	
		平成14年	35,875	768,440	
		平成15年	32,465	706,782	
		平成16年	29,313	665,430	

資料：管理課

〔施策の基本方向〕

今後は、本市の現状を鑑みて平成16年度の特定地域開発就労事業の事業費と同額は確保し、紹介対象者を吸収していくため、今後も全国市長会をはじめ全国鉱業市町村連合会や福岡県鉱業市町村連盟を通じて呼びかけを行い、国・県に事業存続、活用の働きかけを行っていくとともに、特定地域開発就労事業を実施している筑豊地域を中心とした4市（田川市、飯塚市、直方市、中間市）で組織する福岡県就労対策事業関係都市協議会の活動を通じ、あらゆる機会をとらえて事業活用の運動を展開していく。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 失業対策諸事業の確保

平成18年度（公的就労事業）は、二夕股東中牟田線道路改良工事（1～4工区）の事業を計画しており、事業費は5億6千万円程度を予定している。平成19年度以降は不確定であるが、同程度規模の事業の存続を国・県に要望していく。

2. 事業種目の拡大

公共施設敷地の造成工事については、事業認可は認められているが、公共施設及び下水道工事などの建設工事については事業認可されていないため、今後も新たな事業種目としての拡大を目指して検討していく。

2 高齢者雇用対策

〔現状と課題〕

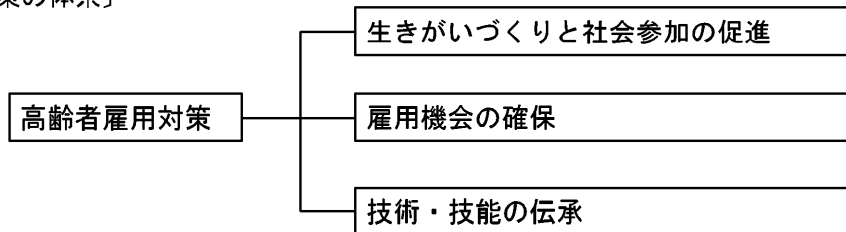
わが国の平均寿命は毎年伸びており、団塊の世代も本計画期間中に現役を離れることになり、就業人口は減少するが、仕事量は減少するわけではなく、次世代の者で急速に仕事を消化することはできない。そうしたなかでは、現役時代に培った豊富な知識や技能・経験は、次代の後継者育成には欠かせない大きな財産であることから、そうした視点も高齢者が生きがいとしてとらえ、現役を離れたあとの一定の期間は次世代への技術・技能の伝承、また経験を活かした仕事を続けていける環境の整備が求められる。

そのこととともに、充実した老後を送っていくには、一定の仕事をしながらか、趣味や学習、文化やスポーツ、レクリエーションなどの機会と場が身近にあることも必要である。

〔施策の基本方向〕

雇用機会の確保をとおして生きがいづくりと社会参加を促進するため、高齢者の豊かな経験と能力が活かされる環境整備に向けて、国や県、事業者へ働きかけを行う。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 生きがいづくりと社会参加の促進

平成6年1月に設立された、中間市シルバー人材センターの活用を図ってきているが、中間市シルバー人材センターの事業の拡大を図りながら、幅広い人材の雇用を促進していく。

2. 雇用機会の確保

雇用機会の確保が図られ、仕事を通じて豊富な知識や技能・経験を生かした次代の後継者育成が図られる環境の整備に向けて、国や県、事業者へ働きかけを拡充していく。

3. 技術・技能の伝承

戦後の団塊の世代が、現役時代に培った豊富な知識や技能・経験は、次代の後継者育成には欠かせない大きな財産であることから、現役を離れたあとの一定の期間は次世代への技術・技能の伝承、また経験を活かした仕事を続けていける環境の整備を推進していく。

3 障害者雇用対策

〔現状と課題〕

本市の障害者は年々増加傾向にある。障害を持った人がその適正と能力に応じた職業につき、その職業に生きがいを感じて、充実した生活を過ごせるようにすることが社会全体の共通した使命であり、生活の自立、社会参加を促進していくうえで、就労の機会の確保は重要な課題である。

現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」にいう法定雇用率1.8%を目指しているが、平成15年度の福岡県内の平均雇用率は1.59%である。雇用機会の確保と自立の促進に向けた取り組みが急務である。

〔施策の基本方向〕

障害者が能力と適性に応じ社会参加とともに自立を促進するため、国や県、関係機関と連携し、法定雇用率1.8%の実現を目指す。

〔施策の体系〕

障害者雇用対策

雇用機会の確保と自立の促進

〔計 画〕

1. 雇用機会の確保と自立の促進

障害者の職業的自立を支援し、生きがいのある生活ができるよう、保健、福祉、雇用など関係機関との連携を強化し、就労の場の確保・拡大を図る。

ハローワーク（公共職業安定所）などと連携し、ハピネスなかま（中間市地域総合福祉会館）の活用をはじめとした機能回復訓練施設や、各種職業訓練施設の利活用方法の周知を図るとともに、事業主に対しては「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨の理解促進に努め、障害者雇用に伴う補助制度の周知を図る。

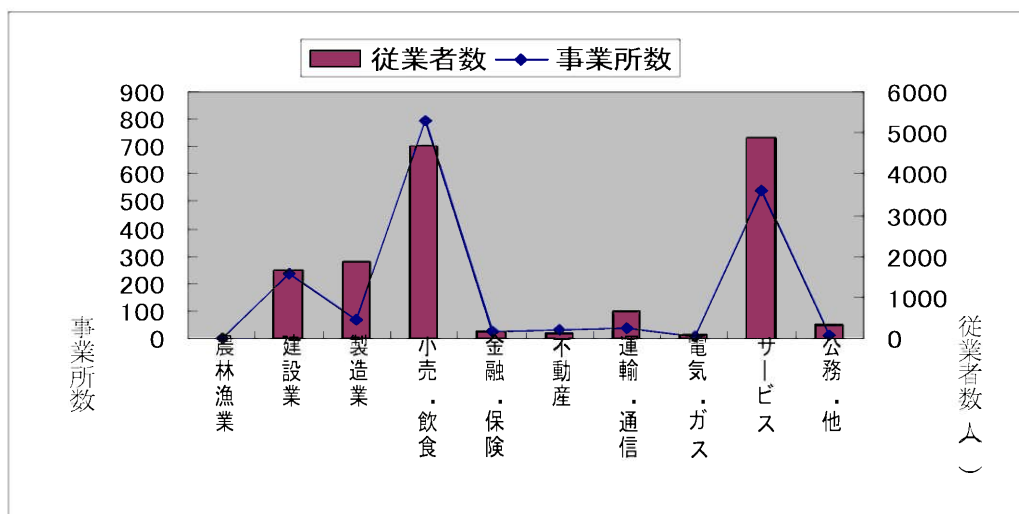
また、本市では、障害者の就業にかかる基礎知識を習得するために、パソコン入力作業や各施設の除草作業等の就労支援を行ってきたが、この手法について広く啓発し、就業機会の拡大を図る。

4 中小企業雇用対策

〔現状と課題〕

中間市の産業分類別事業所数及び従業者は、下のグラフからわかるように、小売・飲食業、サービス業、建設業の占める割合が多い。また、これらの業種は本市の場合は、ほとんどが中小企業若しくは小売店業のため、これら中小企業の振興発展を重点的に促す必要がある。

グラフ:産業分類別事業所数及び従業者数(平成13年)

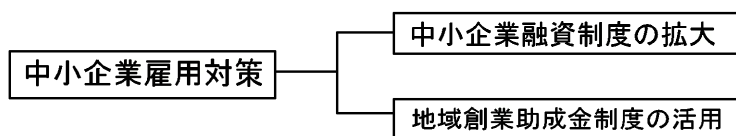


資料:事業所・企業統計調査

〔施策の基本方向〕

中小企業の振興発展により、経済基盤の強化と雇用が推進され生活基盤の安定が見込まれることから、現行の中小企業融資制度を充実し、企業が融資を受け易いように見直し、企業の資金運用の円滑化を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 中小企業融資制度の拡大

現行の中小企業融資制度の融資限度額と融資総額を拡大し、企業が融資を受け易いように見直し、企業の資金運用の円滑化を図る。

2. 地域創業助成金制度の活用(地域重点分野の申請)

創業の多い産業分野または地域雇用創造の核となる産業分野について、新規創業を行う者に対する創業経費及び雇入れ経費について助成し、起業を促す環境の整備を国等と連携して図る。

第5節 観 光

〔現状と課題〕

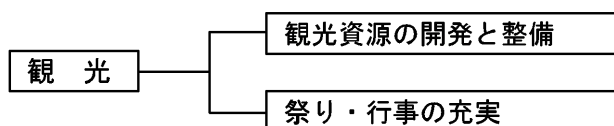
垣生公園や遠賀川河川敷など、市民が利用できる身近な観光資源を活用した祭りやイベントが、中間市まつり実行委員会主催で開催されているが、本市には観光に資する魅力的な資源に乏しいため、既存の祭りをさらに魅力ある内容へ高めていくとともに、新たな観光スポットとなる施設を開発することも必要である。

〔施策の基本方向〕

本市の三大祭りである「筑前中間さくら祭」「筑前中間川まつり」、また本市の新旧住民の融和を図るために始めた「筑前中間やっちゃれ祭り」を市民の祭りとして定着させる。

また、既存の観光資源の整備充実を図るとともに、新たな観光名所の開発をめざし、「行ってみたいまち なかま」として認識を深められる環境づくりに努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 観光資源の開発と整備

四季対応型の魅力ある観光施設の設置を目指し、農用地やボタ山などの未開発地区の観光利用を検討する。

2. 祭り・行事の充実

「筑前中間さくら祭」「筑前中間川まつり」「筑前中間やっちゃれ祭り」を市の三大祭りとして位置づけ、市民の祭りとしている。

平成16年度は「筑前中間やっちゃれ祭り」において、ひびき青年会議所主催で「中間のすごい人展」を同時開催するなど、祭りの充実を図った。今後も、二つの祭りにおいても市民団体などと祭りの内容を検討し、充実を図る。

また、三大祭りやイベントなどの情報を引き続き広くPRし、市内外の住民の参加促進を目指す。